

二 公訴の判決私訴に影響を及ぼすべき變更を爲さず且私訴に付き上告の理由と爲るべき法令の違反なきときは上告を棄却す。

蓋し公訴に付き原判決を破毀し被告事件に付き更に判決を爲す場合に於て公訴の事實變更せられ其の變更が私訴に影響を及ぼすときは私訴に付き上告の理由と爲るべき法令の違背あると否とを問はず原判決を破毀すべきは當然なり、私訴に付き上告の理由と爲るべき法令の違背あるとき亦同じ、之に反して公訴の判決私訴の判決に影響を及ぼさず且私訴に付き上告の理由と爲るべき違背なきときは公訴の判決を破毀するに拘はらず私訴に付き上告を棄却すべきは當然なり。

而して前第六百八條の規定に依り私訴に付き原判決を破毀す場合、に於て事件に付き更に判決を爲す爲め私訴のみに付き事實の整理を必要とするとき、之を必要とせざるときとあり、前の場合に於ては公訴附帶の性質を失ふを以て事件を原裁判所の民事部に差戻し又は原裁判所と同等なる他の裁判所の民事部に移送すべきものとす(第六〇九條)、反之後の場合に於ては公訴と共に私訴の整理終了するを以て破毀すると同時に事件に付き更に判決を爲すべきものとす(第六一一條)。

(ハ)公訴に付き原判決を破毀し差戻し又は移送の判決を爲す場合に於ては私訴に付き

同一判決を爲す(第六一二條)。

(ニ)上訴裁判所私訴のみに付き審判を爲すべき場合に於ては決定を以て事件を其の裁判所の民事部に移送することを要す、此の決定に對しては抗辯を爲すことを許さず(第六一三條)。

所謂上訴裁判所私訴のみに付き審判を爲す場合とは私訴のみに付き上訴ありたるとき、又は公訴に付き爲したる上訴存立せざるに至り(例へば上訴の取下又は不適法として棄却せられたるとき)私訴のみ残存する場合是れなり。蓋し此の如き場合には私訴と分離して全く附帶の性質を失ふを以て之を民事部に移送するを適當とす、之れ本條を設けたる所以なり。



陪審法要綱



# 陪審法

## (問題索引)

▲符は各種の試験問題として提出せられたるものにして、●符は書式文例の索引なり。

### 緒論

#### 第一章 陪審制度の意義

- ▲陪審制度の意義を問ふ……………一
- 陪審制度(狭義)と参審制度の差異を問ふ……………二
- 我國の陪審制度の特色を問ふ……………二
- ▲陪審制度には如何なる種類ありや……………四
- 起訴陪審(大陪審)とは何ぞ……………五
- 刑事公判陪審(小陪審)とは何ぞ……………五
- 民事陪審とは何ぞ……………六



## 第二章 陪審制度の目的

- ▲陪審制度の目的を概説すべし……………一六
- 第一の目的は民意の上に司法の基礎を置くにあり……………一七
- 第二の目的は官僚裁判の非常識に陥るを防ぐにあり……………一八
- 第三の目的は人權を擁護するにあり……………一八
- ▲司法制度に民意を加ふる方法を問ふ……………一八
- 英米に於ける陪審制度を問ふ……………一九
- 米國に於ける司法官民選制度を問ふ……………一九
- 仲裁制度の効果を問ふ……………二〇

## 第三章 陪審制度の沿革

- 歐米に於ける陪審制度の沿革を問ふ……………二二
- 我國の陪審法制定の由來を問ふ……………二三

- 陪審法の法律上の性質を問ふ……………二四
- ▲陪審法と憲法との關係を問ふ……………二四

## 本論

### 第一章 總則

- 陪審に付すべき犯罪事件の種類を問ふ……………一八
- 法律上當然陪審に付すべき犯罪事件を問ふ……………一八
- 被告人の請求に因り陪審に付すべき犯罪事件を問ふ……………一八
- 如何なる犯罪は陪審に付することを許さざるや……………一九
- 被告人は何時まで陪審を棄つことを得るや……………二〇
- 陪審裁判所は如何なる裁判所なるや……………二一
- 如何なる場合に陪審管轄移轉の必要あるや……………二二



## 第二章 陪審員及陪審員の構成

- 陪審員たる資格を問ふ……………二四
- 如何なる者は陪審員たることを得ざるや……………二五
- 如何なる者は陪審員たる義務を免かるゝことを得るや……………二六
- 如何なる者は陪審員の職務の執行より除斥せらるゝや……………二七
- 如何なる者は陪審員の職務を辭することを得るや……………二七
- 陪審員資格名簿の調製手續を問ふ……………二七
- 名簿は何日間公開縦覧に供せらるゝものなるや……………二八
- 名簿に對する異議申立の手續を問ふ……………二八
- 陪審員候補者名簿の調製手續を問ふ……………二九
- 陪審員の構成を問ふ……………三一
- 最初に呼出す陪審員は何人なるや……………三一
- 陪審員抽籤の方法を問ふ……………三二

- 一度陪審員として呼出されたる者は其年内は再び呼出さるゝことなきものなるや……………三二
- 補充陪審員とは何ぞ……………三二
- 同一の陪審員を以て數個の事件に付き職務を行ふことを得るや……………三三
- 陪審員は證人と同じく旅費・日當及止宿料等の給與を受くるものなるや……………三三

## 第三章 陪審手續

### 第一節 公判準備

- 公判の下調手續を問ふ……………三五
- 公判準備手續を概説すべし……………三五
- 公判準備期日の決定手續を問ふ……………三六
- 公判準備期日の法廷組織を問ふ……………三六
- 公判準備期日の取調手續を問ふ……………三七
- 公判準備調書の要件を問ふ……………三八



○公判準備取調の結果を問ふ……………三八

六

### 第二節 陪審廷の構成

- 陪審員選定手續を問ふ……………三九
- 陪審員呼出に應ずること能はざる申立書の文例を示すべし……………四〇
- 陪審廷構成の手續を問ふ……………四〇
- 陪審員除斥の方法を問ふ……………四一
- 陪審員無資格者あるときは如何にすべきや……………四一
- 陪審員忌避の方法を問ふ……………四二
- 陪審員の宣誓式を問ふ……………四三

### 第三節 陪審々理

- 陪審廷に於ける證據調手續を問ふ……………四四
- 如何なる書類圖畫は證據と爲すことを得るや……………四五

- 普通裁判に於ける辯論と陪審廷に於ける辯論と如何なる差異ありや……………四七
- 裁判長の説示は如何なる注意を要すべきや……………四九
- 陪審員は裁判長の説示に對し異議を申立つることを得ざるや……………五〇
- 「問書」とは何ぞ、問書の文言は如何に作るべきものなるや……………五〇
- 陪審の評議手續を問ふ……………五一
- 陪審員は随意に評議室を出入することを得ざるや……………五二
- 陪審の手續を問ふ……………五三
- 陪審の再審は如何なる場合に起すものなるや……………五四
- 法律上の辯論は何時より始まるものなるや……………五五
- 陪審の答申が犯罪構成事實を肯定したるときは檢事、被告人及辯護人は之に對し辯論することを得るや……………五六
- 陪審の答申が犯罪構成事實を否定したるときは檢事は之を争ふことを得ざるや……………五六
- 陪審の答申の採否は裁判所の權限に屬するや……………五七



○有罪無罪の判決言渡の方式を問ふ……………五七  
○陪審公判に於ける裁判所及書記の職務を問ふ……………五八

第四節 上訴手續

○陪審に付したる事件の判決に對し控訴を爲すことを得るや……………五九  
○陪審に付したる事件の判決に附し上告を爲すことを得るや……………六〇  
○上告裁判所が原判決を破毀する場合の手續を問ふ……………六一

第四章 陪審費用

○如何なる費用は陪審費用なるや……………六一  
○旅費、日當及止宿料は何程のものなるや……………六三  
○一件大凡何程の陪審費用を要するや……………六三  
○陪審費用は何人の負擔なるや……………六三

第五章 罰則

○陪審制度の罰則を設けたる精神を説明すべし……………六四  
○如何なる者に如何なる罰則を課せらるゝや……………六五  
○過料の決定及執行方法を問ふ……………六五  
○陪審法施行期日は何年頃なるや……………六六

結論 陪審員及裁判官の用意

○陪審員及裁判官の用意を説明すべし……………六六  
○陪審員は如何なる注意を要すべきや……………六七  
○裁判官は如何なる注意を要すべきや……………六八



# 陪審法

## 緒論

- 第一 陪審制度の意義
- 第二 陪審制度の目的
- 第三 陪審制度の沿革

## 第一章 陪審制度の意義

廣く陪審制度とは裁判官に非ざる一般人民をして裁判事務に參與せしむる制度を總稱するものなり。而して此意義の陪審制度中には普通に所謂陪審制度（即ち狹義の陪審制度）と參審制度とを含む。普通に所謂陪審制度なるものは英國に於て發達したるものにして歐洲各國及米國に採用せられたるものとす、參審

▲陪審制度の意義を問ふ



○陪審制  
度(狭義)  
と參審制  
度の差異  
を問ふ

制度は獨逸の新に案出したるものなり。然らば陪審制度(狭義)と參審制度とは如何なる點に於て異なるやといふに、陪審制度(狭義)に於ては裁判官と普通人(即ち陪審員)とが各々別個の團體を組織して別々に委ねられたる事務を處理するものにして合體して一の權限を行ふものに非ず然るに參審制度に於ては裁判官と普通人(即ち陪審員)とが一の合議體を組織して裁判事務を行ふものなり。而して陪審制度(狭義)に於ては裁判官と陪審員との權限に就ては法律問題と事實問題とに分ちて、陪審員は事實問題を決し、裁判官は法律問題を決するものとする國あり、また罪責問題と刑罰問題とに分ちて陪審員は罪責問題を決し裁判官は刑罰問題を決するものとする國ありて、必ずしも諸國の制度一致するものにあらず。

○我國の  
陪審制度  
の特色を  
問ふ

我國に於て採用したる陪審制度は所謂狭義の陪審制度にして參審制度に非ず、然れどもまた歐米に於ける在來の陪審制度とは大に其趣を異にせり、即ち歐米

の陪審制度に於ては既に述べたる如く、陪審員の權限に就ては國に依りて一は事實問題を決し一は罪責問題を決するものとする相違あれども、陪審員は事實の決定權を與ふるは何れの國も同様なり、即ち陪審員が評決すれば其決定は裁判官を拘束し、裁判官はたとひ其評決が不當なりと思惟するも其評決に基きて裁判を言渡さざるべからず。然るに我國に採用せる陪審制度に於ては陪審員は事實問題に就て評議して其結果を裁判官に報告するに過ぎざるものにして事實の決定權を有せざるものなり、裁判官は其報告を受けたる陪審員の評決が不當なりと認めたるときは更に他の陪審員の評議に付することを得るものとす。たゞ他の陪審員の評議に付せず直に陪審の評決と反對の裁判を爲すことを許さざるに過ぎず。

故に法理上陪審員が裁判權の一部を行ふものにあらざることは一點の疑を容れざる所にして従つて憲法違反にあらざるは明かなり、また之を實際上よりいへ



△陪審制  
に如  
何なる  
別ありや

ば陪審員の意見と裁判官の意見と一致したる所に於て裁判が言渡さるゝこととなるものとす。即ち冷靜なる法律家たり裁判事務に専門家たる裁判官の判断と良知と常識に富む素人の判断とが合致したる所に依つて裁判を下すものなるが故に、其裁判たるや穩健中正を得て萬々か一にも無辜を罰する如き虞れなきものなり。此の特色なる陪審制度は我國立法關係者の千思萬考の餘りに出でたるものにして、人民をして裁判事務に關與せしむる目的を達するため陪審制度の本旨を全うすると共に舊來の陪審制度に伴ふ弊所短所を去り且つ我國の實情に適合したるものにして眞に理想的陪審制度と評するも必ずしも溢美にあらずと信ず(本法起草者林頼三郎博士所説に據る)

【附説】陪審制度の種類

陪審制度の本元たる英米法に於ては陪審法を用ふる場合極めて多く、従つて其利用の範圍頗る廣汎にして凡そ十七種類に分つことを得れども、其中極めて重要なるものは(1)起訴陪審(2)刑事公判

○起訴陪審(大陪審)  
何ぞ

陪審(3)民事陪審とす。

(1)起訴陪審 重大なる犯罪に就ては檢事は起訴權を有せず、其の起訴不起訴の決定は起訴陪審の評議に依るべきものにて、此種の犯罪に就ては檢事はたゞ起訴狀の草案を作り、之を起訴陪審に廻付し起訴陪審が其犯罪の事實を認むるに至つて始めて其事件を公判に付するものなり。若し起訴陪審に於て犯罪事實なしと認むるときは免訴とするものなり。故に起訴陪審制度は檢事の横暴を制し有力なる政治家の司法權濫用を防ぎ以て人權擁護の大作用を有するものなり。斯の如き重要な意義を有するものなるが故に、英國に於ては之を大憲章に掲げ、米國にては之を憲法の重要な一章となし其適用を嚴守し居れり。英米人が如何に人權を重んずることの深きかを知る可し然るに獨佛を始め歐洲大陸諸國に於ては此の重要な起訴陪審制度を採用せず、蓋し其手續の甚だ繁雜なるが故に既に刑事公判陪審制度を認むる上は此の制度を採用する必要なしと認め之を避けたるものなるべし。而して普通の陪審は十二人を以て一組とするも此の起訴陪審にありては二十三人を以て一組と爲すを以て「大陪審」の名あり。

(2)刑事公判陪審 之は公判廷に於て犯罪事實の有無を認定することを以て其職責とするものにして原則として十二人の陪審員に依て構成せらるものなるが故に前項の大陪審制度に對して小陪審制

○刑事公判陪審(小陪審)  
とは何ぞ



○民事陪  
審とは何  
ぞ

度と稱せらるる今回我國に於て採用せらるるものも亦此種の陪審制度のみに限られたるものなり。  
③民事陪審 民事陪審は民事事件に就て事實の認定を爲すものにして通常十二人の陪審員に依つて構成せらる。米國にては訴額二十弗を超ゆる場合に於て當事者の一方の陪審を請求に依つて之を行ふものとす、實際に於て陪審を請求する場合極めて多く常に財産上の係争のみならず離婚事件、其の他身分に關する事件等にも廣く陪審を理行はる、殊に不法行為に因る損害賠償事件にあつては、陪審員の評定に依つて其賠償額を認定することを普通の例と爲す 蓋し人權を重ざる結果に外ならず。

## 第二章 陪審制度の目的

陪審制度は裁判所の構成に人民を參與せしむる一の制度にして、其目的は左の三に分つことを得。

(1) 第一の目的は司法の基礎を人民の意見(即ち民意)の上に置くにあり。其所以は從來の裁判制度にあつては、裁判官と人民とは截然として區別せられ、兩者全く没交渉の位置にありたり、例へば公判

▲陪審制  
度の目的  
を概説す  
べし

○第一の  
目的は民  
意の上を  
司法の基  
礎に置く  
にあり

○從來に  
於ける裁  
判官と人  
民との地  
位を論評  
せよ

廷に於ても裁判官は一般の民衆よりも一段高き處に席を設け、傲然として人民を見下しながら審問を爲し又は裁判を爲すといふ仕組みなるが故に、人民と裁判官との間には當該事件に關し極めて嚴格なる質問應答を繰返さるゝ以外に何等人間の情意的の交渉を認むることを得ざりき。而して斯の如き制度は少くも今日の立憲政治の本旨に悖るものと言ふも不當にあらず、蓋し立憲政治は民意を基礎とするものにして、立法即ち法律を制定するに當つては議會を設けて汎く國民の意見に依るものとす、民意を顧みずして法を立つることは立憲政治に於ては之を許さざるものなり。既に法律を制定する場合に斯の如くなれば、其法律を事實上に運用せしむる場合に於ても亦當然出來得る限り民意を尊重せざる可からず、然るに我國に於ては從來、法律を實地に適用する場合即ち裁判を行ふに當つては、唯官僚の手に一任せられ人民は其裁判の當否如何に就ては毫も發言權を有せず、斯の如き制度の結果として司法の基礎は極めて範圍の狭小なる裁判官といふ職業的の官人の上のみ置かれたるものにして、其裁判は勢ひ司法の權威の薄弱たるを免かれざるなり。  
然るに茲に陪審制度の採用に因つて、裁判上に國民の意見が加はり得ることゝならば自ら司法の基礎は鞏固となり、人民は各自其裁判に對する責任を分擔することゝなり。従つて司法上の責任を自覺せる一般人民が裁判の背景を形作るものなるを以て茲に始めて理想的の司法制度の確立を見るに

陪審法 緒論 陪審制度の目的



○第二の目的は官僚裁判の非常識に陥るを防止するにあり

○第三の目的は人権を擁護するにあり

到るものなり。

②第二の目的は官僚裁判の非常識に陥ることを防ぐにあり。職業的の裁判官は平素實際社會と交渉する機會極めて少なく、其結果として稍々ともすれば活社會の出來事に對し非常識の判断を下すの虞なしとせず。現に我國に於ても斯の如き非難は吾人の屢々耳にする所なり。其の弊害を匡救する所の唯一の手段は蓋し陪審制度に如かざるなり。英米に於ける裁判が常に公平にして且つ妥當なるは何人も疑を容れざる所なるが其の因由する所を尋めれば全く陪審制度に因るものにして、常に人民の眞實の意見が裁判の上によく反映することに歸着するものなり。

③第三の目的は人権を擁護するにあり。現代の如く裁判が單に少數の判檢事の手に依り行はるゝ場合には往々政治上の理由即ち政黨政派の關係等に因つて、問々其裁判が不公平に流るゝ虞れあり。現に佛蘭西大革命前に於ける同國の裁判には斯る弊害の極めて顯著なる實例を示したるものなり。勿論我國に於ては今日未だ斯の如き弊害が露骨に現はれ居るといふにあらざれども、現在の官僚裁判は斯る手段に利用せられ得る可能性を有するものと謂はざる可からず。而して之を匡救する最も適當なる手段としては陪審法制度に如かざるなり（以上中島玉吉博士所説に據る）

○司法制度に民意を加ふる方法を問ふ

○英米に於ける陪審制度を問ふ

### 【附説】司法制度に民意を加ふる方法

民意を司法に加ふるは、常に法律の運用上重大なる意義を有するのみならず更に一層遠大なる間接の效果を生ずるものなり。間接にして遠大なる効果とは國民に司法に對する興味を興へ、理解を興へ、後援を興へ、同情の念を起さしむることを云ふ。此の域に達して始めて「國に司法あり」と云ふことを得べし。實際今日の有様にては法律は民意を參加したる機關によりて作らるゝとするも、其適用は政府が專斷にて任命する所の裁判官が全く專斷的に人民の意見を聞く可く何等の機會をも興へず、事實問題と云はず、法律問題と云はず一切を判決しむるものなるが故に國民の同情を博することを得ざるは當然なりと言ざるべからず。

然して司法制度に民意を加ふるの方法三つあり、一は陪審制度にして、二は司法官民選制度、三は仲裁制度なり。

(1) 陪審制度 陪審制度の起源は今之を詳かにすることを得ざれども其近世に於て尤も能く發達したるは英米なり。英國にては陪審制度は憲法の重要な一部なり。國民は議會に依りて立法に參加するが如くに陪審に依りて司法に參加するものなり。司法の問題中、事實問題は陪審員之を決し裁



○米國に於ける司法官選制を問ふ

判官は只法律問題を決するのみなるが故に司法の領域の半分は民意に依りて決定せらるゝ理なり。要するに英國の司法は官民共同事業にして國民的の後援と同情との上に成立するものなり。米國にても亦陪審制度を尊重し之を合衆國憲法に規定し何人も陪審員の裁判を受くるの權を奪はるゝことなしとす。其他州憲法も亦多く之を規定し憲法の重要な一部と爲し居れり斯る状態なるが故に英米の司法は政府の司法に非ず、裁判所の司法に非ず、實に國民の司法なり。是に比すれば我國の司法の如きは民意を以て支持すべき何等の根底を有せず此の致命的弊害を救済し司法を民意の上に確立し正義權利の觀念を國民に扶植教養する方法としては陪審制度に優るものなしとす。

(2) 司法官民選制度 司法官民選の制度は米國に於て其例を見る。合衆國大審院判事は憲法に依り大統領の任命する所なれども、各州に屬する判事は悉く州憲法に依りて上は大審院判事より下は治安判事に至るまで悉く人民の選舉に依るものなり。紐育州に在つては人口八萬に付きて高等裁判所判事一人の割合なり。而して其任期は長きは十四年短きは四年にして判事の種別に從つて差等あり。判事の選舉は代議士や元老議員の選舉とは大に趣きを異にし其被選資格は多年法律實務に従事したることを要件とす。故に法律専門家にあらざれば判事に推舉せらるゝことは事實あらざるものとす。司法官民選は、司法と民意とを聯絡せしむる上に於て大なる効果を有するものにし

○仲裁制度の効果を問ふ

て司法官の選舉によりて民意が裁判上に顯はるゝものなり。人民の選舉したる判事の裁判は自然に人民の裁判となり國民と裁判所は合體し國民の同情と後援とは裁判所に集る理なり。我國の司法官は一個の官吏、一枚の辭令の上に立つのみにして國民の後援同情を有せず從つて所信を斷行する勇氣に乏しきは其地位の然らしむる所にして不得止と爲るとす。司法官民選制度は其救済策として蓋し有力なるものと信す。

(3) 仲裁制度 我民事訴訟法にも立派に規定せられ居るも世人は殆んど其存在を知らざるが如し。我國に仲裁制度の行はれざる原因に二あり、一は國民の一般が司法に興味を有せざることにて他は仲裁機關の備はらざるに因る。英米に於ては多く商業會議所か首唱者となり又は自己の仕事の一部として會議所の内部に仲裁世話人を置き、猶ほ多數の仲裁人を豫選し置き、書記迄も常置し極めて手軽に又尤も公明に仲裁が行はる仕組になり居れり、從つて自然と之を利用する者多く其數は非常のものなり。仲裁は素人裁判にして法律に拘泥せず全く常識と慣例に依る所とす。故に法律が形式的となり。裁判例が煩雜となりて世の實狀に適せざるに至れる場合には其救済策として尤も適切なるものなり(中島博士所説に據る)



○歐米に於ける陪審法の沿革

### 第三章 陪審制度の沿革

一一

陪審制度の起源は詳に之を知ることを得ざれども、議會制度と同様に英吉利より起りたるものにて十二世紀の中葉に確立されたる制度なり、爾來英國の普通法中重要な部分を占め又憲法の一部を成すものとして重視され今日に至りたるものなり。而して此陪審制度は議會制度と共に其後、英國より歐洲大陸並に米國に汎く傳播したり。即ち佛蘭西にては西曆一七八九年の大革命の時に從來の官僚裁判を一掃して陪審制度を輸入實施し、獨逸にては同一八四九年一月三日の法律に依つて陪審制度を採用し、其他バイエルンは一八四八年、バーデン・ウルテンベルヒは一八四九年、奧太利は一八五〇年、白耳義は一八三〇年希臘は一八三四年、ポールチガルは一八三二年、伊太利に於ては帝國建設以前即ち一八四四年グノワに於て始めて之を實施し一八五〇年にはサルヂニアに於

○我國の陪審法制定の由來

て採用し居れり、今日歐洲大陸に於て陪審制度を採用せざるは土耳其と和蘭の二國あるのみなり。北米合衆國は其獨立以前より既に陪審制度を採用し、獨立後に於て之を憲法の第三章に規定し其後憲法を追加して四章五章七章に於て更に其權限を擴張したり、米國各洲の憲法も亦概ね陪審制度を採用せざるはなく南米共和國も亦其範を北米合衆國に取り陪審制度を採用せざるなし。世界の文明國の現状既に斯の如くなるを以て、我國に於ても夙に一部の識者殊に(江木(衷)博士の如き)によつて陪審制度の必要を主張せられ或は大政黨の政綱に掲げられ、或は衆議院の建議となり漸く世論喧しきに至りしが大正八年に至り時の政府は漸く實際政治に於て之が必要を認め、法制審議會なるものを組織し普く朝野の法曹を集めて審議を重ねたる結果成案を得、第四十六議會に於て協賛を経て茲に普通法律として成立したる次第なり。然れども陪審法は國政上極めて重要な法律にして憲法と同様に重要視すべき



○陪審法の性質を問ふ

○陪審法と憲法の關係を概説すべし

ものなり、是れ英米を始め諸外國は何れも之を憲法中に規定し容易に變更又は廢止すべからざる法規として重要視するに見るも明かなり、故に國民は須らく憲法を擁護すると同様の覺悟を以て陪審法を擁護し其運用を援け以て立憲政治の眞諦を發揮し、陪審法本來の精神を達成せしむるに努力せざる可からず。

【附説】陪審法と憲法との關係

陪審法制定に際し最も問題となりたるは憲法違反論なり。而も帝國憲法中陪審制度に關係ある規定は憲法第二十四條及第五十七條の二個條なり即ち左の如し。

第二十四條 日本臣民ハ法律ノ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

陪審制度が果して憲法に違反するや否や或は抵觸するや否やは、右二個條中の「裁判」といふ意義即ち憲法の所謂「裁判」の解釋に依つて決せらるゝものなり。而して此裁判の意義に二の解釋あり。

- (1) 事實の認定と法律の適用を共に裁判となす説
- (2) 事實の認定は裁判に非ず、裁判は只認定されたる事實に法律を適用する事のみを云ふとの説

(2)の解釋の如く裁判の意義を單に法律の適用のみとすれば、我國陪審法にては其の第七十九條に陪審員は犯罪構成事實の有無を評議することを原則的に規定してある如く、陪審員の評議は單に犯罪事實の有無に關するのみにして何等法律の適用には無關係なるが故に憲法上の問題は全然生ぜざるなり。反之、(1)の解釋の如く事實の認定も亦裁判なりと云ふ解釋を採るとすれば、陪審員の權限如何によりては憲法上の問題を生ずることあり。即ち歐米の陪審員の如く陪審員が事實の決定權を有し陪審員の評決は裁判官を拘束するものとすれば陪審員が裁判の一部を行ふものなるが故に憲法第二十四條に「日本臣民ハ法律ノ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ」と保障されたる其の「法律ニ定メタル裁判官」以外の即ち裁判官ならざる素人の陪審員により裁判を受くる事となり。第二十四條に抵觸し、更に第五十七條の「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とある裁判所即ち裁判官ならざる陪審員が司法權を行ふこととなり、之にも抵觸する事となる。然るに日本の陪審法にては陪審員は事實の有無を評議して其評議の結果を裁判官に答申し、裁判官は其答申に拘束せらるることなく其答申を適正と認むれば之を採用して判決の言渡を爲し然らざれば更に他の陪審員の評決に付する事を得るものとす、換言すれば陪審員の評決の結果、裁判官の意見とか一致する場合には其陪審員の答申を採用し、一致せざる場合には採用せざるものなるが



故に、陪審員の評決は毫も裁判官を拘束するものにあらず従つて日本の陪審員は裁判の一部を行ふものに非ず。要之、裁判の意義を何れに解釋するも日本の陪審制度は帝國憲法に何等牴觸するものに非ずとす。

本論

本論

- 第一 總則
- 第二 陪審員及陪審の構成
- 第三 陪審手續
- 第四 陪審費用
- 第五 罰則
- 第六 補則

一 公判標準  
二 陪審員構成  
三 陪審手續  
四 上訴手續  
五 陪審費用  
六 陪審員及陪審の構成

第一章 總則

總則

- (1) 陪審事件
- (2) 陪審拋棄
- (3) 陪審裁判所
- (4) 陪審管轄移轉

陪審法 本論 總則



○陪審に付すべき犯罪事件の種類を問ふ

○法律上當然陪審に付すべき犯罪事件を問ふ

○被告人の請求に因り陪審に付すべき犯罪事件を問ふ

第一 陪審事件

刑事事件は凡て之を陪審の評議に付すことを得るものにあらず、刑事事件中には、(甲)法律上當然陪審に付すべき事件と(乙)被告人の請求に因て陪審に付せらるべき事件と、(丙)陪審に附することを得ざる事件とあり、今此の三種別を圖示すべし。

(甲) 法律上當然陪審に付すべき事件

死刑又は無期の懲役若は禁錮に該る事件(第二條)例へば放火、溢水、貨幣偽造、文書偽造、印章偽造、殺人罪等の中極めて重きもの、みにして斯の如き犯罪は其の數多からず。

(乙) 被告人の請求に因り陪審に付すべき事件

長期三年を超ゆる有期懲役又は禁錮に該る事件にして地方裁判所の管轄に屬する事件(第三條)此種の犯罪は其の數極めて多きものにして、被告人の請求ありたるさき陪審に付すべきものとす、而して此の請求は第一回公判期日前に爲すべきものとす、故に被告人が第一回公判前に陪審の請求を爲さざれば裁判所は其請求なきものと見做し、従來通り裁判官のみで審理して判決を爲すものとす。

○如何なる犯罪に付するに付し得ざるを許さざる

(丙) 陪審に付し得ざる事件

左に掲ぐる罪に該る事件は絶対に陪審に付することを得ざるものとす(第四條)

- 一 大審院の特別權限に屬する罪(即ち皇族の犯したる罪にして禁錮以上の刑に處すべきもの、(裁判所構成法第五〇條第二號))
- 二 刑法第一編第一章乃至第四章及第八章の罪(即ち皇族に對する罪、内亂に關する罪、外患に關する罪、國交に關する罪及騷擾の罪等)
- 三 軍機保護法、陸軍刑法又は海軍刑法の罪其他軍機に關し犯したる罪
- 四 法令に依りて行ふ公選に關し犯したる罪(即ち衆議院議員、府縣會議員、市町村會議會の選舉、其他の公選に關し犯したる罪等)

以上の犯罪事件はたとひ(甲)の條件を具備せる場合なると(乙)被告人の請求ありたるさきと雖も絶対に陪審に付することを許さざるものとす、蓋し此等の犯罪を陪審に付することを許さざるは或は陪審員が政治上のある勢力の爲めに左右せられ又は政黨政派の關係の爲めに公平なる判断を下すこと能はざる虞ありとの理由に出づるものなるべし。



○被告人は何時までも陪審を棄つることを得るや

第二 陪審拋棄

前掲せる(甲)(乙)の場合に於て、其事件が陪審々理に付することに決定したる後と雖も、公判の審理が開始せらる以前(即ち検事の被告事件陳述前)ならば被告人は其事件を陪審々理の評決に付することを辭し又は取下ることを得るものなり(第六條)是れ(甲)の場合に於ては被告人の利益の爲めに、又(乙)の場合に於ては被告人の自由意思に基き陪審に付したるものなるが故に、公判審理の開始以前に於ては仍ほ被告人の意思を尊重して任意に陪審々理を拋棄することを得せしめたるものなり。

又、公判を開始し検事の被告事件の陳述あるも本法第八條に依り検事が管轄移轉の請求ありたるときは、其決定ある迄は被告人は事件を陪審に付することを辭し又は請求を取下ることを得るものとす(第一〇條)又、被告人が公判又は公判準備に於ける取調に於て公訴事實を認めたるときは陪審に付することを得ざるものとす(第七條)蓋し陪審の必要は犯罪事實の認定にあるを以て既に被告人

○陪審裁判所は如何なる基に於て審理を爲さずや

に於て其犯罪事實を認むるに於ては陪審の必要消滅すべければなり。然れども此場合に若し共同被告人ありて、其共同被告人中の或者が犯罪事實を認めざるときは自己のみ之を認むるも陪審拋棄の效力を生ずるものにあらず(第七條)蓋し此場合には犯罪事實は未だ疑問の中に在ればなり。

第三 陪審裁判所

陪審々理は、本法に依れば地方裁判所に於てのみ行はるものにして、區裁判所の管轄に屬する事件については全然陪審制度を認めざるなり。

蓋し陪審々理は非常に可重なる手續なるのみならず、其費用も相當に嵩む上に多くの時間を要する關係より微罪には之を用ひざるを得策とすればなり。又、控訴院に於ても同様陪審々理を採用せず、即ち地方裁判所の第一審に於て陪審の審理の請求を爲さずして普通の裁判手續に依り判決を受け、其判決が不服なりとして控訴したる場合に於ても、控訴院に於て陪審々理を請求することを得



○如何なる場合に  
陪審管轄に  
移轉の必要  
あるや

す(第一一條)又、第一審に於て陪審々理に付したる事件と雖も、控訴院は更に其控訴事件に付き陪審々理に付することを許さず(第一〇一條)蓋し控訴審は事實問題の覆審を爲す裁判所なれども、既に可重なる陪審々理を遂げたる事件については再度之を繰返す必要を認めざればなり。但し第一審に於て陪審に付したる事件について、被告人に於て其判決が若し不服なる場合に於ては直接大審院に向つて上告を爲すことを許せり(第一〇二條)

**第四 陪審管轄移轉**

地方の情況に由り陪審の評議公平を失するの虞あるとき(第八條第二項)此の請求を爲すには理由を附したる請求書を管轄裁判所(地方裁判所)の検事を経由して其管轄裁判所に差出すべきものとす(第九條二項)

若し事件が公判に繫屬中に於て管轄移轉の請求ありたるときは其訴訟手續は停

止すべきものとす(第八條第二項)而して此場合に於ては検事は速に其旨(管轄移轉の請求)を管轄裁判所に通知し且つ請求書の謄本を被告人に交付すべきものとす、被告人は其謄本の交付を受けたる日より三日内に意見書を差出すことを得べきものとす(第九條二項三項)而して管轄裁判所は検事の意見を聽き管轄移轉を爲すべきや否やの決定を爲すべきものなり(第九條四項)若し被告人が其管轄移轉の決定ある迄に陪審々理に付することを辭し又は其請求の取下げたるときは、検事の管轄移轉の請求はモハヤ必要なきに至りたるものなれば其請求も亦取下げたるものと看做さるゝものとす(第一〇條二項三項)

**第二章 陪審員及陪審員の構成**

**本章の規定**

- ① 陪審員の資格 ② 陪審員候補者名簿
- ③ 陪審員資格名簿 ④ 陪審員の構成

陪審法 本論 陪審員及陪審員の構成



第一 陪審員の資格

如何なる者は陪審員たることを得、如何なる者は陪審員たることを得ざるや、本法第十二條及第十三條の規定す所なり。又如何なる者は陪審員たる義務を免除せらるゝや、又如何なる者は陪審員の職務の執行より除外せらるゝものなるや、本法第十四條及第十五條の規定する所なり。又如何なる者は陪審員の職務を辭すことを得るや、本法第十六條の規定する所なり、今、左に之を圖示すべし。

○陪審員たる資格を問ふ

(一) 陪審員の資格

- 陪審員は左の各號に該當する者たることを要す(第一二條)
  - 一 帝國臣民たる男子にして三十歳以上たること
  - 二 引續き二年以上同一市町村内に住居すること
  - 三 引續き二年以上直接國稅三圓以上を納むること
  - 四 読み書きを爲し得ること
- 以上の四條件中二及び三は其の年の九月一日の現在に依るものとす。  
 第三の條件たる直接國稅の種類は別に勅令を以て之を定めらるゝものとす。  
 若し地租移讓が實現せらるゝときは所得稅を以て標準と爲すものなるべし。

第四の條件たる「讀ミ書キヲ爲シ得ルコト」とは陪審員の常識に關する條件にして單に姓名のみを書き得る者、イロハのみを讀み得る者も亦此條件に該當すべきものなるや否やは疑問に屬するも、要するに市町村長の認定に依るものとす。

(二) 陪審無資格者

- 左に掲ぐる者は陪審員たることを得ず(第一三條)
- 一 禁治産者、準禁治産者
- 二 破産者にして復権を得ざるもの
- 三 聾者、啞者、盲者
- 四 懲役、六年以上の禁錮、舊刑法の重罪又は重禁錮に處せられたる者
- 左に掲ぐる者は陪審員の職務に就かしむることを得ず(第一四條)
- 一 國務大臣
- 二 在職の判事、検事、陸軍法務官、海軍法務官
- 三 在職の行政裁判所長官、行政裁判所評定官
- 四 在職の宮内官吏
- 五 現役の陸軍軍人、海軍軍人
- 六 在職の府縣長官、郡長、島司、廳支廳長

○如何なる者は陪審員たることを得ざるや



○如何なる陪審員たる義務を免かざることを得るや

(三) 陪審義務免除者

- 七 在職の警察官吏
  - 八 在職の監獄官吏
  - 九 在職の裁判所書記長、裁判所書記
  - 十 在職の收税官吏、税關官吏、專賣官吏
  - 十一 郵便電信電話鐵道及軌道の現業に従事する者並船員
  - 十二 市町村長
  - 十三 辯護士、辨理士
  - 十四 公證人、執達吏、代書人
  - 十五 在職の小學教員
  - 十六 神官、神職、僧侶、諸宗教師
  - 十七 醫師、齒科醫師、藥劑師
  - 十八 學生、生徒
- 陪審員は左の場合に於て職務の執行より除斥せらる(第一五條)
- 一 陪審員が被害者なるとき
  - 二 陪審員が私訴當事者なるとき
  - 三 陪審員が被告人、被害者若は私訴當事者の親族なるとき又は親族たりしとき

○如何なる陪審員たる義務を免かざることを得るや

(四) 陪審除斥者

- 四 陪審員が被告人、被害者若は私訴當事者の屬する家の戸主又は家族なるとき
- 五 陪審員が被告人、被害者若は私訴當事者の法定代理人、後見監督人又は保佐人なるとき
- 六 陪審員が被告人、被害者又は私訴當事者の同居人又は雇人なるとき
- 七 陪審事件に付き告發を爲したるとき
- 八 陪審事件に付き證人又は鑑定人と爲りたるとき
- 九 陪審事件に付き被告人の代理人、辯護人、補佐人又は私訴當事者の代理人と爲りたるとき
- 十 陪審事件に付き判事、檢事、司法警察官又は陪審員として職務を行ひたる時

○如何なる陪審員たる義務を免かざることを得るや

(五) 陪審員を辭することを得る者

- 左に掲ぐる者は陪審員の職務を辭することを得(第一六條)
- 一 六十歳以上の者
  - 二 在職の官吏、公吏、教員
  - 三 貴族院議員、衆議院議員及法令を以て組織したる議會の議員(但し會制中に限る)

陪審法 本論 陪審員及陪審員の構成



○陪審員資格名簿の調製手續を問ふ

○名簿は何日間に公開せらるる供せらるるものなるや

○名簿に對する異議申立の手續を問ふ

第二 陪審員資格名簿

陪審員資格名簿の調製は市町村長の職責に屬し、毎年九月一日の現在によつて其市町村内に住居する者に付き之が資格の有無を調査し名簿を調製すべきものとす。即ち其名簿には資格者の氏名、身分、職業、住居地、生年月日及び納税額を記載することを要するものにして、二通を作製し原本は市町村役場に於て之を保存し其復本は所轄區裁判所に送付すべきものとす(第一七條)

而して市町村長は十月一日より七日間(即ち十月八日迄)其役所に於て陪審員資格名簿を一般市町村民に之を公開縦覽に供すべきものとす(第一八條)

其の結果、法律上陪審員有資格者にあらずる者が名簿に登録せられ又は法律上陪審員有資格者たる者が登録せられざることを發見されたる場合には其本人は縦覽期間内又は其後七日以内に市町村長に對し異議の申立を爲すことを得るものなり(第一九條)

斯くして市町村長が其異議申立を正當なりと認めたるときは、遲滞なく其名簿を訂正して管轄區裁判所及び申立本人に對し其旨を通知すべきものとす。若し又市町村長に於て其異議申立を不當と認めたる

○陪審員候補者名簿の調製手續を問ふ

るときは、これ又遲滞なく其意見を附して申立書を管轄區裁判所へ送付すべきものにして(第二〇條)區裁判所は速に其當否を決定し、若し其異議申立が理由なしと決定せば其旨を市町村長及異議申立人に通知し、若し又、其異議申立が理由ありと決定せば直ちに陪審員資格者名簿を訂正すべき旨を市町村長に命じ一方異議申立人に對して同様其旨を通知すべきものとす。而して裁判所の決定は市町村長より申立書送付の日より起算し二十日以内に爲すべきものとす(第二一條)

而して陪審員資格名簿には前に掲げたる陪審員たるの資格を有する者を悉く登録すべきものにして、第十六條に掲げられたる陪審の職を辭することを得る者も亦登録せざるべからず。然し本人が前に述べたる期間内に於て異議申立を爲したるときは市町村長は之を削除すべきものとす。又、前掲第十四條の陪審員の職務に就かしむることを得ざる者(即ち陪審義務免除者)は之を除外して名簿に登録せざるものとす。若し誤つて其名が登録せられたる場合には本人は市町村長に對して異議の申立を爲すことを得るは勿論、若し異議の申立を怠りたる爲め名簿が確定し、呼出を受けたるときは、其時に於て其呼出に應ずることを拒否することを得べきものとす。

第三 陪審員候補者名簿

陪審員候補者名簿も亦陪審員資格者名簿と同様、市町村長の調製すべきものにして、毎年九月一日迄に

陪審法 本論 陪審員及陪審員の構成



地方裁判所長は其翌年所要の陪審員々數を定め、之を管内市町村に割當て市町村長に通知するものとす(第二二條)其割當の方法に就ては本法に何等規定なきにより或は各市町村に於ける人口の比例に據るか或は陪審員資格者の比例に據るか何れか一つの方法により地方裁判所長の裁量に委せらるゝものとす。

而して市町村長が前述の通知を地方裁判所長より受けたるときは、既に整理し確定したる處の陪審員資格者名簿に基きて抽籤、以て割當てられたる員數の陪審員候補者を選定して陪審員候補者名簿を調製すべきものとす。此の抽籤には最も公平なるを要する關係上、資格者三人の立會を以て之を爲すべきものとす(第二三條)而して此名簿も亦、候補者の氏名、身分、職業、住居地、生年月日及び納税額を記入し、同一のもの二通を作製の上、一通は管轄區裁判所へ送付し、他の一通は陪審員資格者名簿と同様、市町村役場に保存すべきものとす(第二三條三項)而して陪審員候補者の選定に關する事務は區裁判所判事の監督に屬し、區裁判所判事は其抽籤の方法其他必要な事項につき、市町村長に對し適當の指圖を爲すことを得るものとす(第二四條)斯くして陪審員候補者名簿が確定したる時は其年の十一月三十日迄に之を地方裁判所長の手元へ送付

し、凡つ候補者本人に對しては夫々其旨の通知を爲し、又一般に其氏名を告示することを要するものなり(第二五條)

市町村長が陪審員候補者名簿を地方裁判所に送付したる後、其候補者中に死亡したる者、又は國籍を喪失したる者あるとき、又は第十三條若は第十四條の規定に依り陪審員の職に就かしむることを得ざる者を生じたる時は、市町村長は遲滞なく、之を管轄地方裁判所長に宛て通知すべきものとす(第二六條)而して裁判所は此の通知に基きて陪審員候補者名簿を訂正すべきは勿論なり。斯くして確定したる陪審員候補者名簿は一年間は有効にして、裁判所は陪審事件を生じたる場合に之を基本として陪審員を呼出すものとす。

第四 陪審員の構成

陪審は十二人の陪審員を以て構成せらるゝものなるが(第二九條)其の中には出頭不能の者、其他被告人又は被告事件に關係ある故を以て除斥せらるゝ者を出すことあるを以て其の準備用意の爲め、愈々陪審の評議に付すべき事件に付き公判期日が定りたるときは地方裁判所長は豫め定めたる市町村の順序に依り各陪審員候補者名簿の中より一人

○陪審員の構成を問ふ

○最初陪審員は如何なる人なるや



又は數人の陪審員を抽籤を以て三十六人を選定し一々呼出状を發すべきものとす。此の抽籤には裁判所書記の立會を要す(第二七條)

○陪審員抽籤の方法を問ふ

○一度陪審員として呼出されたる者は其年内再び呼出されざることをなす

○補充陪審員とは何ぞ

抽籤の方法を具體的に説明すれば、例へば或る地方裁判所の所管区域内に百個の市町村ありと假定すれば、即ち其年度の第一回の陪審には第一の市町村より第三十六の市町村に亘りて各一名宛 第二回の陪審には更に第三十七の市町村より第七十二の市町村に及んで各一名宛を選定するを原則とするものなり、然し人口の密集如何により大都市よりは數人を取り町村よりは一人を取ると云ふ如く適宜選出員數を按配するは裁判長の裁量に一任するものとす。而して陪審員として呼出に應じたる者は其市町村に於ける陪審員候補者名簿に登録せられたる者が四分の三迄呼出に應じたる後に非ざれば其年内は再び陪審員として選定せらるゝことなきものとす(第二八條)蓋し陪審員は國民の公義務の一なれども、同一人に對し屢々此義務を負担せしむるは公平にあらざればなり。

陪審は十二人の陪審員を以て構成するものなれども疾病其他の事故に因り職務を行ふこと能はざる場合ある故に、裁判長は事件が二日以上引續き開廷を要すと思料するときは十二人の陪審員の外に一人

○同一の陪審員を以て數人の事件に付き職務を行ふことを得る

○陪審員は証人と同じく旅費、日當、及止宿料等を受くものなる

又は數人の補充陪審員を公判に立會はしむることを得べきものとせり、而して補充陪審員が數人ある場合に職務を行ふ者を定むるには亦抽籤に依るものとす(第三一條)陪審は其事件に付き公判開廷中(即ち檢察被告事件を陳述する時より裁判書記が陪審の答申を朗讀する迄)同一の陪審員を以て構成することを要するものとす(第二九條)若し同日に數箇の事件の公判を開く場合に於ては數箇の事件に付き同一の陪審員を以て陪審を構成することを得(第三二條)又檢察及被告人に於て異議なきときは一の事件の爲め構成せられたる陪審員をして、同日に審理すべき他の事件の爲め其職務を行はしむることを得るものとす(第三三條)蓋し無用の手數と費用とを節約する便宜に出づるものとす、陪審員は證人と同じく國民の公義務を負担するものなるが故に國家は勅令の定むる所に依り旅費日當及止宿料を給與するものとせり(第三四條)

### 第三章 陪審手續

- 第一 公判準備 (一) 公判準備の必要
- (二) 公判準備の手續



○公判の  
下調手続  
を問ふ

陪審手續

第二 陪審廷構成

- (一) 陪審員の選定
- (二) 陪審廷構成の手續

(一) 陪審證據調

(二) 陪審廷の辯論

(三) 裁判長の説示

(四) 陪審の評議

(五) 陪審の再審

(六) 法律上の辯論

(七) 陪審答申の採否

(八) 裁判長及書記の職務

第三 陪審々理

第四 上訴手續

- (一) 控訴
- (二) 上告

第一節 公判準備

第一 公判準備の必要

陪審評議に付すべき事件なるや否やを取調ぶる爲め公判準備といふ手續の必要あり、之れ公判期日前に於て

○公判準備  
手續を  
概説すべし

公判に必要な下調べを行ふために設けたるものにして、多く裁判官、検事、辯護士等の職務に關する事柄にして陪審員の關する所に非らざるなり。

公判準備は勿論公判廷に於て行ふものなれども之を公行せざるを原則とす、而して公判準備期日には被告人及び辯護人を召喚し判檢事立會の上取調を爲すべきものにして、其取調は主として證據調を爲すべきものとす。即ち證人の喚問、鑑定、檢證又は證據物、證據書類等の取調を爲し、後日公判に於ける陪審々理の材料と爲すものなり。其取調を行ひたる結果、其事件が陪審々理に付すべからざるものなること明かなるときは通常の手續に依り公判審理を爲すべく、若し其事件が陪審々理に付すべき條件を具有するときは裁判所は陪審々理に付すべきを決定し、公判期日を確定し、疊に調製したる陪審員候補者名簿に基き陪審構成の手續を爲すべきものとす(但し此場合に於て被告本人が陪審々理を辭したるときは通常裁判の手續に依り公判審理を爲すべきものとす)

第二 公判準備の手續 公判準備手續左の如し

(イ) 陪審の評議に付すべき事件に付ては裁判長は公判準備期日を定むべし (第三五條)



○公判準備期日の決定手續を問ふ

(一) 公判準備期日の決定

(ロ) 公判期日を定めたる後被告人の請求に因り事件を陪審の評議に付すべきものとしたるときは其公判期日を公判準備期日とす(第三九條)  
(ハ) 第二條の規定に依り事件を陪審の評議に付するときは裁判長は被告人に對し事件を陪審の評議に付することを辭し得べき旨を告ぐべし(第四一條)

○公判準備期日の法廷を問ふ

(二) 公判準備期日の法廷

(イ) 公判準備期日には被告人及辯護人を召喚すべし、又公判準備期日は之を檢事に通知すべし(第三七條)  
召喚狀の送達の日と公判準備期日との間には少くとも五日の猶豫期間を存すべし(第三八條)  
(ロ) 公判準備期日に於ける取調は定数の判事、檢事及裁判所書記列席して之を爲すべきものとす(第四〇條)  
公判準備期日に於ては辯護人出頭するに非ざれば取調を爲すことを得ず若し辯護人數人あるときは其一人の出頭を以て足る(第四〇條)  
(ハ) 而して公判準備期日に於ける取調は之を公行せず(第四〇條)  
(イ) 被告人の訊問 公判準備期日に於ては裁判長は公訴事實に付き出頭したる被告人を訊問すべし。

○公判準備期日の取調手續を問ふ

(三) 公判準備期日の取調

陪席判事は裁判長に告げ被告人を訊問することを得(第四一條)  
檢事及辯護人も亦裁判長の許可を受け被告人を訊問することを得(第四一條)  
(イ) 證據調 公判準備期日に於ては裁判所は必要なる證據調の決定を爲すべし  
檢事、被告人及辯護人は證人訊問、鑑定、檢證又は證據物若し證據書類の集取を請求することを得(第四三條)  
前項の請求を却下するときは裁判所は決定を爲すべし(第四三條)  
檢事、被告人及辯護人は公判準備期日前に於て豫じめ證人訊問、鑑定、檢證又は證據物若し證據書類の集取を請求することを得(第四七條)  
裁判所が公判準備期日外に於て證人又は鑑定人の訊問を爲すときは被告人も亦之に立會ふことを得(第四九、五〇條)  
裁判所外に於て前項の手續を爲すときは拘禁せられたる被告人は之に立會ふことを得ず(但し裁判所に於て必要と認むるときは之に立會はしむることを得)  
(イ) 裁判所書記は公判準備調書を作り公判準備期日に於ける被告人に對する訊問及其供述、檢事、被告人及辯護人の申立、裁判所の裁判其他一切の



○公判準備調書の要件を問ふ

#### (四) 公判準備調書要件

訴訟手続を記載すべし(第四四條)

(ロ) 公判準備調書には前條に規定する事項の外、被告事件、被告人及出頭したる辯護人の氏名並に手続を爲したる裁判所、年月日及び裁判長、陪席判事、検事、裁判所書記の官氏名を記載し被告人出頭せざるときは其旨を記載すべし(第四五條)

(ハ) 公判準備調書は三日内に之を整理し裁判長及裁判所書記署名捺印すべし、裁判長は署名捺印前に公判準備調書を検閲し意見あるときは其旨を記載すべし(第四六條)

○公判準備調書の結果を問ふ

#### (五) 公判準備調書の結果

(イ) 公判準備調書中に於て其事件が陪審の評議に付すべからざる事由(例へば本法第四條に掲ぐる罪なるとき又は被告人が陪審の評議に付すること辭し又は請求を取下げたる如き)生じたるときは其期日を公判期日として通常の手続に従て審判を爲すべきものとす(第五一條)

(ロ) 被告人は公判準備期日に管轄違の申立を爲すことを得。但し此の申立は豫審を経たる事件に付ては豫審判事に對して其申立を爲したる場合に非ざれば之を爲すことを得ず(第五二條)

(ハ) 裁判所は公判準備期日に公訴棄却又は管轄違の理由若は免訴の理由あることを認めたるときは其決定を爲すべし(第五三、五四條)

○陪審員選定手続を問ふ

### 第二節 陪審廷構成

#### 第一 陪審員の選定

前章第四「陪審員の構成」に於て説明したる如く、裁判所  
 本法第二十七條に依り一の事件に付き先づ三十六人の  
 陪審員を選定し之を公判期日に呼出すべきものとす(第五七條)

●陪審員呼出に應ずること

此の陪審員に對する呼出状には出頭すべき日時、場所及呼出に應ぜざるときは過料(五百圓以下の過料)に處せらるゝことあるべき旨を記載すべきものとす(第五八條)然れど其呼出を受けたる陪審員

陪審法 本論 陪審手続 公判準備 陪審廷構成



能はざる  
申立書の  
文例を示  
すべし

○陪審構  
成の手續  
を問ふ

が實際に疾病、旅行其他已むことを得ざる事情に因り呼出に應ずること能はざる場合に於ては其職務を辭することを得るなり。此場合には書面を以て其の事由を説明すべきものとす（其書式は刑事訴訟法の部に掲げたる「證人呼出ニ應スル能ハサル申立書」に據り之を作るべし）。

**第二 陪審廷構成の手續**

前述の如く裁判長は先づ三十六人の陪審員を選定し之を公判期日に呼出すものなれども、病氣其他種々なる故障の爲め全部出頭せざることあり、ヨシ全部出頭せるも其中には除外の原因のある者ありて完全に總ての條件に適合せる法定陪審員（十二人）を得ること能ざる場合あり、故に先づ陪審廷構成の手續は陪審員二十四人以上出頭するに非ざれば之を行ふことを得ざるものとせり（第六一條一項）

故に若し出頭したる陪審員二十四人に達せざるときは、裁判長は之を補充する爲め更に裁判所々在地又は其附近の市町村の陪審員候補者名簿より抽籤を以て（此抽籤は裁判所書記の立會を要す）必要な員數の陪審員を選定し便宜の方法に依り之を呼出すべきものとす（第六一條二項三項）  
斯くして陪審員二十四人以上に達したるときは、いよく陪審廷構成の手續が始まるものにて、其

○陪審員  
除外の方  
法を問ふ

○陪審員  
無資格  
者あると  
きは如何  
かにすべき

手續には判事、檢事、裁判所書記、被告人、辯護人及陪審員列席し公判廷に於て之を行ふものとす。然れども其手續は公判に非ざる故に之を公行せざるものとす（第六〇條）  
陪審構成の手續は主として呼出されたる陪審員中より不適當なる者を除去するものにして除外と忌避との方法に依り行はるゝものとす（第六二乃至六八條）左に之を圖示すべし。

**(一) 除外の方法**

- (イ) 陪審員二十四人以上出頭したるときは、裁判長は其氏名、職業及住居地を記載したる書面を示し檢事及被告人に對し、陪審員中に除外せらるべき者（第十五條の規定）ありや否を問ふべし（第六二條一項）
- (ロ) 又裁判長は陪審員に對し、被告人の氏名、職業及住居地を告げ除外の理由ありや否を問ふべし（第六二條二項）
- (ハ) 檢事、被告人及陪審員除外の理由ありとするときは其旨の申立を爲すべし（第六二條三項）
- (ニ) 除外の原因ありとするときは裁判長は決定を爲すべし（第六三條四項）

**(二) 無資格者**

出頭したる陪審員中、第十二條乃至第十四條の規定に依り陪審員たる資格を有せざる者ありたるときは裁判長は決定を爲すべきものとす（第六三條）

陪審法 本論 陪審手續 陪審廷構成



(三) 忌避の方法

(イ) 以上の方法に依つて陪審を構成すべき陪審員の數即ち陪審員十二名及び補充陪審員若干人を得るものなれども、仍はその數より超過したる場合には、檢事及被告人は其中より不適當と認むる者につき陪審員及び補充陪審員たることを忌避することを得(第六四條) 除斥には法定(第十五條)の原因あるを要すれども、忌避は一定の理由あることを要せず任意に之を忌避することを得るものとす(第六五條四項)

(ロ) 忌避の方法は、陪審員の氏名を認めたる氏名票を抽籤箱に入れて豫じめ忌避し得る人數を告知し、其上にて檢事と被告人とは代る／＼其半數づゝを忌避することを得るものとす。若し此場合に陪審員の全體の數が奇數なるときは、最後に一人を残さるべきものなるが被告人は其一人を檢事よりも餘計に忌避することを得るものとす(第六四條一項、六五條) 而して被告人數人あるときは忌避は共同して之を行ふべきものにて、若し共同の方法に付き協議はざるときは忌避を行はしむる方法は裁判長之を定む(第六四條二項)

(ハ) 裁判長は陪審員の氏名票を一票づゝ抽籤函より抽出し讀上ぐるものにて裁判長氏名を讀上げたるときは檢事及被告人は其者の陪審員たることを承認又は忌避する旨を陳述するものとす。其順序は檢事を先にして被告

(四) 陪審員宣誓

人を後にすべきものとす。而して忌避の理由は之を陳述することを得ざるものとす(第六五條二項、三項、四項)

若し檢事及び被告人が次の氏名票を取出す迄に、何等の陳述をも爲さざるときは之を承認したるものと見做し、一旦陳述したる意見は既に裁判長が次の氏名を取出したる限り、モハヤ之を取消すことを得ざるものとす(第六六條五項、六項)

(ニ) 以上の手續に依り陪審廷を構成すべき陪審員及補充陪審員の數を充したるときは裁判長は抽籤の終りたる旨を宣言すべきものとす(第六六條) 而して陪審廷を構成すべき陪審員は初に當籤したる十二人を以て之に充て補充陪審員は其の他の當籤者を以て之に充つるものとす(第六七條)

(イ) 斯の如くして選定せられたる陪審員及補充陪審員は抽籤の順序に従つて公判廷に設けられたる陪審席に着席すべきものとす(第六八條)

(ロ) 而して裁判長は、檢事が被告事件を陳述する以前即ち審理の始まる前に當つて、陪審員一同に對し陪審員の心得を諭告し且つ宣誓を爲さしむるものとす。此宣誓は陪審制度中、極めて重大なる意義を有するものにて陪審の答申が重きを爲す理由もまた茲に存するなり。蓋し陪審制度の重きものなるが故に彼の單獨の判檢事の認定に比し、遙に其判断が眞實に



○陪審廷に於ける證據を問ふ手

して公平なりと看做すべきものなればなり。  
斯の如く宣誓は大切なるものなるが故に、裁判長たる者も亦この宣誓に對しては嚴肅なる態度を以て起立して、宣誓書を朗讀し陪審員をして之に署名捺印せしむるものとす(第六九條)若し此場合に陪審員中に其宣誓を拒む者あるときは五百圓以下の過料に處せらるゝものとす(第一〇八條二號)

### 第三節 陪審々理

#### 第一 陪審廷證據調

公判廷に於ける審理は檢事の被告事件に對する陳述に始まり、其れより被告人の訊問其他の證據の取調となるものなり、是れは普通の裁判と同一なり、陪審裁判に於ては證據の判斷は陪審が之を爲すものなるが故に、従つて其證據調べは公判廷に於て陪審員の面前に於て之を爲さざるべからず、是れ所謂、直接審議主義の原則の適用なり。此原則に依つて裁判所は直接公判廷に於て取調べたる證據のみに依つて判斷を下すべきも

○如何なる書類なるかは證據と爲すことを得るやと

のとす。それ故に公判準備期日に於て決定したる證據方法即ち證人、鑑定人、證據書類、其他の證據物件は凡べて更に公判廷に於て取調ぶることを要するものとす(第七一條)此場合に於て檢事及陪席判事は勿論のことなるが、陪審員も亦裁判長の許可を得て被告人、證人、鑑定人、通事及翻譯人を訊問することを得るものとす(第七〇條)  
證據は前に述べたる如く、原則として公判廷に於て直接に取調べたるものなることを要すれども、公判準備手續に於て取調べたる訊問調書、公務員の職務上作成したる書類、鑑定書、鑑定調書、其他檢事司法警察官等の作成したる訊問調書の如きは例外として之を證據と爲すことを得るものとす。而して之等は例外に屬するものなるが故に法律に列記されたる範圍に限らるゝものとす(第七二乃至七五條)即ち左の如し。



例外の證據

- (1) 左に掲ぐる書類圖畫は之を證據と爲すことを得(第七二條)
- 一 公判準備手續に於て取調べたる證人の訊問調書
  - 二 檢證・押收又は捜索の調書及之を補充する書類圖畫
  - 三 公務員の職務を以て證明することを得べき事實に付き公務員の作りたる書類
  - 四 前號の事實に付き外國の公務員の作りたる書類にして其の眞正なることの證明あるもの
  - 五 鑑定書又は鑑定調書及之を補充する書類圖畫
- (2) 裁判所・豫審判事・受命判事・受託判事・其他法令に依り特別に裁判權を有する官署・檢事・司法警察官又は訴訟上の共助を爲す外國の官署の作りたる訊問調書及之を補充する書類圖畫は左の場合に限り之を證據と爲すことを得(第七三條)
- 一 共同被告人若しは證人死亡したるとき又は疾病其他の事由に因り之を召喚し難きとき
  - 二 被告人又は證人が公判外の訊問に對して爲したる供述の重要な部分を公判に於て變更したるとき
  - 三 被告人又は證人が公判廷に於て供述を爲さざるとき

○普通に於ける裁判に於ける辯論の  
とける辯論に於ける辯論の  
に於ける辯論に於ける辯論の  
何れに於ける辯論に於ける辯論の  
異なるなり

(3) 前(1)(2)の場合の外、裁判所外に於て被告人其他の者の供述・錄取したる書類又は裁判外に於て作成したる書類圖畫は供述者若しは作成者死亡したるとき又は疾病其他の事由に因り召喚し難きときに限り之を證據と爲すことを得(第七四條)

(4) 證據と爲すことに付き訴訟關係人の異議なき書類圖畫は前三條の規定に拘らず之を證據と爲すことを得(第七五條)

第二 陪審廷の辯論

從來の裁判制度に於ては犯罪事實に関する辯論も、法律の適用に関する辯論も同時に行はれたるものなるが陪審別に法律問題即ち法の適用に関する辯論を行ふものなり。

即ち陪審廷に於ては證據調を終了したる後に檢事、被告人及辯護人をして犯罪構成に関する事實上及法律上の問題のみに就て辯論(意見の陳述)を爲さしむるものにして(第七六條)此場合に於ては法律の適用問題に就ては辯論を爲すこと



を得ざるものとす。

而して辯護人敷人ある場合に於て被告人の爲にする意見の陳述は重複して之を爲すことを得ざるものとす(第七六條二項)又公判廷に現はれざる證據は之を採用することを得ざるものとす(第七六條三項)是れ辯論の進行を計り審理の錯雜を防ぐ爲の趣意に出づるものなり。而して被告人又は辯護人には最終に陳述する機會を與ふべきものとす(第七六條四項)是れ被告人の利益保護の爲めに被告人及其辯護人をして十分意見を陳述せしめ犯罪の真相を明にする爲め(所謂眞實發見主義の原則)の適用に基くものなり。

前述の如く從來の裁判に於ては事實問題及法律適用問題を共に合せて裁判官の認定に屬せしめたるを以て、辯護人は只裁判官に對してのみ辯論を試みたりしが、陪審制度に於ては犯罪事實の決定は陪審の權限に屬するが故に、辯護人は自然陪審員に對しても裁判官に對すると同様に辯論し意見を陳述せざるべからず、而して其辯論の仕方にも主として素人なる陪審員の理性と感情に訴

○裁判長  
の説示に  
は如何に  
注意を  
要すべき  
や

ふるものなるが故に全く常識を基調とすべきものにして法理上論理上の用語などは成る可く之を避けざるべからず。

### 第三 裁判長の説示

前に述べたる辯論が終結したる後、裁判長は陪審員に對し、以て犯罪構成事實の有無を問ひ陪審評議を爲したる結果を答申なすべき旨を命ぜざるべからず(第七七條)

此の裁判長の説示の巧拙は陪審制度の運用上至大の關係を有するものとす。蓋し陪審員は多くは法律的素養のなき普通人なるが故に複雑なる刑事事件に就て誤謬なき見解を與ふること困難なればなり。故に事實の問題の如きも裁判長は充分に意を用ひて個々に之を分拆し、證據も亦其要領を簡明に説明して事件の真相を把握せしむるに便利なる方法を擧げざるべからず。然れどもまた裁判官は證據の信すべきものなるや否や、罪責の有無如何等に關し意見を表示し、陪審員に對し暗示を與ふる如き態度に出づることは絶対に禁止せらる(第七七條但書)蓋し陪審々理に於ては證據の信否に關する判斷及び犯罪事實の有無に關する判斷は、陪審の權限に屬するものなればなり。故に裁判長は説示を爲すに當



○陪審員  
の對  
し異議を  
申立つる  
ことを得  
ざるや  
○「問書」  
とは何ぞ  
問書の文  
言は如何  
に作るべ  
きものな  
るや

リ「斯の如き事實は斯の如き證據に依り立證せらるゝ故に當被告人の罪責は何々なり」といふが如き證據の信否及び罪責の有無に關し意見を表示すること得ざるのみならず、其説示の方法に於ても陪審員の感情を誘導し判断を錯亂せしむる如き態度に出づることなきを注意せざるべからず。

然れども亦、陪審員に於ても裁判長の説示に對して異議を申立つることを得ざるものとす(第七八條)蓋し陪審員は裁判長の説示如何に拘はらず自己の判断を以て證據の信否、罪責の有無を認定すべき職責と權限とを有するべきものなればなり。

而して裁判長の問は「問書」と稱する書面に記載して裁判長が之に署名捺印し陪審員に交付すべきものとす。又各陪審員は問書の謄本の交付を請求することを得るものとす(第八一條)此の問書の文言は陪審員に於て一言にして簡明に「然り或は「然ラス」と答へ得べき文言を以てせざるべからず(第七九條一項)而して問書は之を主問と補問とに區別せらる。「主問」は公判に付せられたる犯罪構成事實の有無を評議せしむる爲め之を爲すものにして(第七九條二項)「補問」は公判に付せられたるものと異りたる犯罪構成事實例へば餘罪の有無を評議せしむる必要ありと認むる場合に於て之を爲すものとす(第七九條三項)而して又、裁判長は「犯罪ノ成立ヲ阻却スル理由」と爲るべき事實の有無を評議せしむる必要ありと認むるときは其の問は他の問と分別して之を爲すことを要するものなり「犯罪ノ成立ヲ阻却スル

理由」とは例へば正當防衛行爲、緊急避難行爲の如き犯罪的行爲あるも犯罪を成立せざる原因ある場合を云ふ、斯の如き犯罪事件は複雑なるが故に問書も亦分別して之を爲すこととせるものなり。要するに問書は陪審員の判断に便利なるべく明瞭簡潔に一々質問事項を區分して要領を得べく注意せざるべからず。

前述する如く裁判長の説示に對しては異議を申立つること許されざるも(第七八條)問書の意味が明瞭を缺く時には陪審員、檢察、被告人及辯護人は問の變更を申立つることを得るものとす(第八〇條)

#### 第四 陪審の評議

裁判長が問書を陪審に交付したる時は陪審は其問書に對し答申を爲さざるべからず。故に裁判長は陪審員をして評議

を爲さしむる爲め評議室に退かしむるものとす。此際裁判長は公判廷に於て示したる證據物及證據書類を陪審に交付し評議室へ持込ましむることを得るものとす(第八二條)而して陪審の評議は絶對的に秘密を守る必要あるが上に陪審員が一旦評議室に入りたる上は裁判長の許可を受くるに非ざれば評議を了る迄、

○陪審の  
評議手続  
を問ふ



○陪審員は評議室に入らざるや

評議室を出て又は他人と交通することを得ざるものとす。又陪審員に非ざる者例へば小使給仕其他の者も亦裁判長の許可を受くるに非ざれば評議室に入ることを得ざるものとす(第八三條)若し評議が長引きて翌日に亘る如き場合に於て陪審の答申前に陪審員をして裁判所を退出せしむる場合に於ては裁判長は其陪審員に對し滞留の場所及他人との交通に關し遵守すべき事項を指示すべきものとす(第八四條)陪審員が裁判長の許可を受けずして評議室を出て他人と交通し又は前條の場合に裁判長の指示事項を遵守せざるときは裁判所は其陪審員に對し職務の執行を禁止することを得のみならず(第八五條)五百圓以下の過料に處することを得(第一〇八條)

(イ)陪審員は其評議を始める前に於て、陪審長一名を互選し、評議の議事を整理せしむるものなり(第八六條)  
(ロ)而して評議は各裁判長の問ひに就て之を爲すべきものにして、若し問書に主問と補問とあるときは先づ主問に就て評議を爲し、然る後補問に及

○陪審評議の議事手續を問ふ

(一)評議の議事

ふべきものとす(第八九條)  
(ハ)評議の際には各陪審員は各々其間に對し自己の意見を充分に吐露すべきものにして、陪審長は最後に其意見を表示すべきものとす(第九〇條)  
(ニ)而して評決は過半数に依るものとす、即ち犯罪構成事實を肯定するには十二人の過半数即ち七人乃至七人以上の意見の一致を要するものにて、若し其意見過半に達せざるときは之を否定したるものとす(第九一條)  
(ホ)陪審は裁判長の問に對し不明瞭の點ある如き場合に於て評議を了る前、更に裁判長の説示を請求することを得、此場合に於ては公判廷に於て其申立を爲すべきものとす(第八七條)

○答申の手續を問ふ

(二)答申の手續

(イ)陪審は評議の結果、其答申を裁判長に提出せざるべからず。答申の書き方は簡單にして確實明瞭なることを要し、各問ひに對し「然リ」或は「然ラス」といふ言葉を以て之を爲すべきものなり。若し一個の問ひに掲ぐる事實に對し、其の中の一部分を肯定し又は否定する場合には其部分に對し矢張り「然リ」或は「然ラス」といふ言葉を以て之を爲すべきものとす(第八八條)  
(ロ)答申は、既に裁判長より交付を受けたる問書に記載して陪審長が之に署名捺印の上、裁判長に提出すべきものとす。若し答申に不備又は齟齬あ



るときは裁判長は問書を送付し更に評議を爲し答申を訂正すべき旨を命ずることを得るものとす(第九二條)  
(ハ)裁判長が答申を得たるときは、公判廷に於て裁判所書記をして其の問ひ及び之に對する陪審の答申を朗讀せしめ之を公表せしむるものなり(第九三條)

以上を以て陪審は其職務を終了したるものなるが故に、裁判長は陪審員をして退廷せしむるものなり(第九四條)此際に於ても裁判長は陪審員に對し相當の敬語を以て挨拶を爲すべきものとす。

第五 陪審の再審

裁判所が陪審の答申を不當と認むるときは訴訟の如何なる程度に在るを問はず、その答申を採用せず、決定を以て事件を更に他の陪審の評議に付することを得るものとす(第九五條)

此の場合に於ては陪審構成の手續を始めより繰返すべきものとす。即ち新に陪審員候補者名簿に依つて三十六人の陪審員を呼出し、除斥忌避等の手續を繰返し且つ公判に於て被告の訊問證據調等も亦之

○陪審の再審は如何なる場合に起るや

を繰返すべきものとす。斯の如くして得たる再度の答申が始めの答申と同一なる場合は陪審の評議は愈々重きを爲し信憑の價値を益々加ふるものとす。若し其再度の答申が始めの答申と異りたる場合には、裁判所は之を採用するか或は更に第三の陪審の評議を求むるかを自ら決定すべきものとす。  
斯の如く法律上に於ては何回にても繰返し何回陪審員を更迭せしめても差支なきものなるが、英米等の實例を見るときは斯の如きは甚だ稀れなるものなり。蓋し陪審の答申は十二人の評議の結果に成るものにして、既に陪審制度を制定したる立法の精神より推測して其答申は非常に重んずべきものなればなり。故に裁判所が其答申を不當なりと認定するには確固なる根柢とを明瞭なる理由とを存せざる可からず。従つて陪審の再審は事實上容易にあり得べからざること

第六 法律上の辯論

陪審が犯罪構成の事實を肯定せる答申を齎したる時に於て(裁判所が再審の決定を爲さざるときは)其時より始め

○法律上の辯論は何時より開始するや



○陪審の答申が犯罪構成事実を肯定したるときは、陪審の答申を採り、被告人は及ぼさず、辯論するに對しは、辯論することを得るや

て法律上の辯論に移るべきものとす。既に一言せる如く從來の手續にありては事實問題に關する辯論と法律問題に關する辯論とは之を區別せざりしが、陪審の手續に依るときは判然之を區別し、事實問題に關する辯論は公判廷に於て證據調終了の後、陪審の評議前に之を爲し法律問題に關する辯論は陪審の答申後之を爲すものとす。

而して陪審の答申が、その犯罪構成事實を肯定する場合に於ては檢事は其事實に對する法令の適用並に刑の量定に付き意見を陳述し、被告人及辯護人も亦意見を陳述し、交々其事件の有罪無罪に就て争ふことを得るものとす。然かし最後には被告人又は辯護人に對し意見を陳述する機會を與ふべきものとす(第九六條)

之に反し、陪審の答申がその犯罪構成事實を否定する場合に於ては檢事は之を争ふことを得ざるものとす。何んとなれば犯罪構成事實を認定する權限は全く陪審員に屬するものにして檢事は之を有せざればなり。故に若し裁判所が其答申を採擇する場合には其事件は直ちに犯罪構成事實を認めざるべし即ち證據不充足といふ理由に因り裁判長は無罪の言渡を爲さざるべからざるものとす。

○陪審の答申が犯罪構成事実を肯定したるときは、陪審の答申を採り、被告人は及ぼさず、辯論するに對しは、辯論することを得るや

第七 陪審答申の採否

我國の陪審制度に於ては陪審の答申を採否する權限は裁判所に屬するものとす。英米等の陪審制度にありては陪審の答申は裁判所を拘束すべきものにして裁判所は必ず之を採用すべきこととなり居れり。我國陪審法も其草案に於ては英米のそれと同様なりしが、斯くありては裁判に關する裁判官の權限を制限し其結果、憲法違反の虞あり又陪審員が不公平なる認定を爲す虞ありとの懸念の爲め我國陪審法に於ては、陪審の答申の採否は裁判所の權限に屬せしめたり。

右の如く我國にては陪審答申の採否 裁判所の權限に屬するを以て裁判所が之を採擇せざる場合には普通刑事訴訟法の手續に依り之を爲すの外なし(然れども斯の如き事は事實上容易にあり得べからざることに屬す)

反之、陪審の答申を採擇して裁判を爲す場合には、有罪無罪孰れの場合に於ても其判決書には明かに陪審の評議に付して事實の判断を爲したる旨を示さざるべからず。蓋し此事は後に述ふる如く被告人の控訴を爲す權利に至大の關係を有すればなり(第九七條一項)

○有罪無罪の判決式を問ふ



而して有罪の判決言渡を爲すには犯罪事實と法令の適用を明確にし、なほ刑を加重或は減免すべき事實が主張せられたる場合には裁判官は其原因たる事實を列擧して之に對する判断を示すべきものとす(同條二項)

無罪の判決言渡を爲す場合には證據不充分にして犯罪構成事實を認めざることを、又は被告事件が法律上罪と成らざることを明確に示すべきものとす(同條三項)

**第八 裁判所及書記の職務**

陪審法は一定の場合に裁判所をして公判手續の更新を命じ、又公訴棄却、管轄違及免訴の審判を爲すべきことを命じ又書記の職務權限を規定せり、即ち左の如し。

- (1) 公判手續の更新 (イ) 陪審公判が引續き七日以上開延せざるときは公判手續を更新すべきものとす、(ロ) 陪審を構成すべき陪審員が疾病其他の事由に因り職務を行ふこと能はざる場合に於て補充陪審員なきときも亦公判手續を更新すべきものとす、以上(イ)(ロ)の場合に於ては公判手續を更新すると共に陪審構成の手續も亦更新すべきものとす(第九八條)蓋し當該犯罪事件の審判には同一の判事及同一の陪審員の明確なる判断を要すべければなり。

○陪審公判に於ける裁判所及書記の職務を問ふ

○陪審に對する事件の判決に對し控訴を爲すことを得るや

- (2) 公判棄却其他の審判 裁判所は訴訟の如何なる程度に在るを問はず公訴棄却、管轄違又は(イ)訴の裁判を爲すべき原由あることを發見したる場合に於ては、陪審の評議に付せずして審判を爲すべきものとす(第九條)蓋し是れ無用の手数を省略する趣意に出づるものなり。
- (3) 裁判所書記の職務權限 陪審廷に於ける裁判所書記は陪審員の氏名、陪審の構成其他陪審に關する訴訟手續及裁判長の説示の要領を公判調書に記載すべきものとす(第一〇〇條)

**第四節 上訴手續**

**第一 控訴**

裁判所が陪審の答申を採擇して事實の判断を爲したる事件の判決に對しては檢事も被告人も控訴を爲すことを得ざるものとす(第一〇一條)是れ採擇せられたる陪審の答申は、犯罪事實の點に於て最終の決定なればなり。反之、裁判所が陪審に付したるも其答申を採擇せずして自ら事實問題に就きて判決を與へたる場合に於ては控訴を爲すことを得るは普通裁判手續に依る場合を異ることなし、斯の如き訴訟上の利害に關係あるが故に陪審に

陪審法 本論 陪審手續 上訴手續



付したる事件の判決には明かに陪審の答申を採擇したりしや否やを記載することとを要するなり。

第二上告

陪審の答申を採擇して事實の判断を爲したる事件の判決に對しては、採擇せられたる陪審の答申は、事實問題に就ては終審なるが故にその法律の適用に關してのみ不服ある場合に限らるゝものとす(第一〇三條)而して刑法其他從來の法律に關する場合の外、特に陪審法に關する上告の理由あり(第一〇四條)即ち左の如し。

- 一 法律に従ひ陪審を構成せざりしとき(例へば抽籤に依らずして陪審員を呼出したる如き、書記の立會なかりし如き、又は二十四人の出頭なかりし如き場合は是れなり)
- 二 三十歳未満の者又は帝國の國民にあらずる者及び陪審無資格者が評議に關與したるとき(但し評議を了る前訴訟關係人異議を述べざりしときは此の限にあらず)。

○陪審に對する上告を爲し得ることを得るや

○上告が破毀するを爲すに對する上告を爲し得ることを得るや

- 三 法律に依り職務の執行より除付せらるべき陪審員評議に關與したるとき(但し訴訟關係人が異議を述べざりしときは此の限にあらず)
  - 四 忌避せられたる陪審員評議に關與したるとき(但し評議を了る前訴訟關係人異議を述べざりしときは此の限にあらず)
  - 五 裁判長の説示法律に違反したるとき(例へば裁判長が證據の判断に就て暗示を與へ又は誘導したる場合の如き是れなり)
  - 六 裁判長が法律上證據と爲すことを得ざるものを證據として説示したるとき。
  - 七 裁判長が法律の論點に關して不當の説示を與へたるとき。
- 以上の理由がありたる時は當然上告を爲すことを得るものとす。而して上告裁判所が原判決を破毀するときは自ら裁判を爲す場合を除く外、事件を原裁判所に差戻し又は原裁判所と同等なる他の裁判所に移送すべきものなり(第一〇五條一項)
- その破毀の理由と爲りたる事項が陪審評議に違法の點がありとする場合には更



に陪審の手續を繰返して裁判を爲さざるべからず。反之、破毀の理由と爲りたる事項が陪審の評議の結果に影響なきものなるときは陪審の答申は其效力を有するものにて、此場合に於ては其事件の差戻又は移送を受けたる裁判所は答申以後の手續のみを爲すべきものとす(第一〇五條二項)斯の如き結果を生ずるものなるが故に裁判長は陪審手續に就ては違法裁判を爲さざるべく特に細心の注意を拂はざるべからず。

### 第四章 陪審費用

**第一 陪審費用の範圍** 陪審費用として掲ぐるものは陪審員呼出費用、陪審員に給與すべき旅費、日當及止宿料なり。之等は所謂訴訟費用の一部を成すものなり(第一〇六條)故に其金額及其負擔者は判決と同時に之を明かに言渡すべきものとす。

○如何なる費用は陪審費用とするや

○旅費日當及止宿料は何程のものなるや

○一件大凡何程の陪審費用を要するや

○陪審費用は何人負擔するや

旅費、日當及止宿料の金額は何づれ勅令を以て定むべきものならんも議會に於ける政府當局の説明によれば、列任官の旅費日當及止宿料を標準として定むるものなりと云ふ。然らば日當は二圓五十錢乃至三圓、旅費は一里七十五錢、止宿料は四圓五十錢乃至五圓五十錢と云ふことになるべし。而して一件三十六人の陪審員を呼出すことなるにより又事件が數日繼續することもあるべきを以て、其費用は大凡一件二百圓を要すべきと言ふ。

**第二 陪審費用の負擔者** 陪審費用に當然陪審に付すべき事件(第二條の場合)なるときに於て無罪の判決ありたるときは全部國庫の負擔となるものなるが、反之、被告人が陪審を請求したる場合(第三條の場合)に於て有罪の判決ありたるときは其全部又は一部を被告人の負擔とすべきものとす(第一〇七條)

### 第五章 罰則

**第一罰則** 陪審制度は一般國民が司法に參與するものにして、其陪審員とし



○陪審制  
の罰則  
を設けた  
る精神を  
説明すべ  
し

て選定せられたる者は國民として名譽なるも又一方、之が爲め時間と手数を煩はすものなるが故に或は陪審員たることを迷惑とする者なきにあらず。又被告人又は被告人に關係ある者が陪審員を買収して自己の利益を圖らんとする者なきにあらず。又或は陪審の評議に於ける各陪審員の陳述せる意見を漏聞し、之が爲め其陪審員に對し怨恨憎惡等の感情を起す場合なきにあらず、斯くては陪審の神聖は汚瀆せられ折角陪審制度を設けたるも其目的精神を實現すること能はざるに至る。故に本法は比較的重き制裁を規定して陪審員をして進んで其公義務を全ふせしむる爲め、評議の絶對的秘書を嚴守せしめて陪審の神聖を保ち、陪審制度の運用を圓滿ならしめたり。

六四

(1)陪審員は左の場合に於て五百圓以下の過料に處す(第一〇八條)

- 一 故なく呼出に應ぜざるとき
- 二 宣誓を拒みたるとき
- 三 陪審員が裁判長の許可なくして評議室を出て又他人と交通したるとき

○如何なる者に如何なる罰則を課せらるべき

### 罰則

- 四 故なく公判廷を退きたるとき
- 五 第八十四條に於ける裁判長の指示に違反したるとき
- (2)陪審員が評議の顛末又は各員の意見若は其多少の數を漏泄したるときは千圓以下の罰金に處す(第一〇九條一項)
- 前項の事項を新聞紙其他の出版物に掲載したるときは新聞紙に在りては編輯人及發行人、其他の出版物に在りては著作者及發行者を二千圓以下の罰金に處す(第一〇九條二項)
- (3)裁判長の許可を受けずして陪審の評議室に入り又は陪審の評議を了る前裁判所内に於て陪審員と交通したるものは五百圓以下の罰金に處す(第一一〇條)
- (4)陪審の評議に付せられたる事件に付き陪審員に對し請託を爲し又は評議を了る前私に意見を述べたる者は一年以下の懲役又は二千圓以下罰金に處す(第一一一條)

○過料の決定方法及執行

### 第二過料の執行

過料の裁判は陪審員を呼出したる裁判所が検事の意見を聽き決定を以て之を爲すべきものにして、此決定に不服ある者は抗告を爲すことを得るものとす。而して過料の執行に付ては非訟事件手續



○陪審法  
施行期日  
は何年頃  
なるや

法第二百八條の規定を準用すべきものとす(第一一二條)

六六

【附説】陪審法施行の期日

陪審法施行期日はやがて勅令を以て定めらるゝものなるも、議會に於ける政府當局の説明する處によれば陪審席、評議室、宿泊所等を建築する爲め裁判所の構造を變更するの必要あり、陪審制度に通したる裁判官を養成する必要があるを以て、多分大正十七年度より施行を見ると云ふ。

## 結論 陪審員及裁判官の用意

陪審制度の内容組織の大意は略ぼ前述せり、此制度たるや固より我國固有の制度にあらす、他の多くの法制と同じく歐米の制度を基礎とし之れに多少の變更を加へて我國現在の民情に適せしむ可く取捨したるに過ぎざるものとす、從つて不備缺點も少からざるべし。殊に外國制度の移入にして國民が之に慣れざる點と専門法律家に非ざる者が多數に干與する點とに於て十分の注意と訓練とを

▲陪審員  
及裁判官  
の用意を  
説明すべ

經るにあらざれば圓滿なる運用を見ること能はざるべし。今、中島玉吉博士が國民に與へたる懇篤なる注意の要點を抄録して本編の結論とす(同博士著「我國の陪審法」参照)

### (一) 陪審員に對する注意

我々國民が陪審員に選定せられて國家の裁判に關與するといふことは一面に於ては重大なる義務なると同時に、他面に於ては極めて貴重なる權利である。國家の司法權がその運用宜しを得るか否かは一に陪審員の職務を完全に履行すべしと否とによつて岐れる、實つてその義務を敢行し權利を行使するといふ堅い決心をもつことが先づ何よりも必要であつて徒らに時間を奪はれるさか、多少の費用をも裏ふとかいつて不平を鳴らすやうなことがあつてならない。この點については諸外國に於ても往々にして此陪審参加が時を奪つて人民の生業を妨げるといふ非難を聞々聞くのであるが我國にあつては此點については充分の考慮が拂はれ陪審参加に相當の日當や旅費などを供與せらるゝこととなり、且つ其呼出しは同一人に對し年一回を超ゆることは事實上ないといふことになつて居るから我々は正義を行ふ爲めに貴重なる權利義務遂行の信念を以て、進んで其任務に當るといふ確乎たる決心をもたねばならない。

陪審法 結論 陪審員及裁判官の用意

六七

○陪審員  
は何もな  
はる注意  
をすべき  
や



次は公判廷に於ける陪審員の態度である。凡て陪審員が公判廷に於て職務を執行する場合には嚴然として正義の命ずる處に従ふべく飽くまで自己の行動に注意しなければならぬ。萬一、政黨政派の關係や利益問題の爲めに其態度が左右せらるゝやうな場合ありては陪審制度は根本から破壊されてしまふそれから我國民はとかく弱者に同情する性質がある。是れは場合によりては頗る美質であつて決して悪いといふのではない。けれども法廷に於て正義を行ふ場合には弱者に與しても強者に與しても徒らに盲目的の同情を寄せてはならない。當事者の強弱に拘はらず別に堂々として正義と云ふ途に進まねばならぬ。又、公判廷にあつては言語動作に注意し、陪審員たる者は苟も國家の司法機關の一部分に屬するものであるといふ、崇高なる觀念の下に紳士的態度を取つて貰いたい。

**(二) 裁判官に對する注意**

一面裁判官に於ても、陪審員に對して充分の尊敬を拂つて貰はねばならぬ。我國は古來より官尊民卑の弊あるが故に稱もすれば官吏が人民を輕視する弊風が、今日なほ依然としてあり得るのであるから此點については特に深く各人共々に戒むると、あるあらねばならぬ。英國にあつては公判廷に於て裁判官が陪審員を呼ぶ時に「紳士諸君」と稱して居る。我國に於てもこれに相當するやうの敬語を用ひて、先づ陪審員を呼ぶ場合に少くも「陪審員諸君」といふ位の程度に於て町重なる言葉を使はれたい。

○裁判官  
は如何に  
注意すべき  
や

又、(1) 裁判長が事實及び法律の要領を説示するに當り、六かしい抽象的の言葉を用ひたりすれば、如何にそれが正確であつても陪審員は到底之れを了解することは出来なからう。「問書」に於ても其の通りで、普通人の用ひない様の文字を羅列したり、希臘の詭辯哲學者の淺な口吻を用ひたりすれば、陪審員は其意を正解することは出来ない。従つて見當違ひの滅茶苦茶の答申を爲すに違ひない。又、(2) は裁判所に答申の採否決定権あるを濫用して、陪審の答申を採用せざるを以て其裁判所の慣例とするならば陪審制度は徒爾に屬することとなる。又、(3) 最後には陪審費用の點があるが一件につき二百圓以上も要するのであるから、之れを全部被告人の負擔と爲されては細民は實際重荷に堪へない。其結果法律の許して居る陪審請求權も之れを行使せずして泣腫入となつて仕舞ふに違ひない。以上の三者は皆法律の許して居る形式上は合法に違ひないが、裁判所が之を濫用するに於ては或は陪審制度の運用を阻害し、又は陪審制度の信用を傷けることになるのである。故に裁判所は細心の注意を拂ひ、飽くまで陪審制度の根本精神を尊重して之を助長して圓滿なる運用と健全なる發達を計らねばならない。何しろ素人が裁判に参加するのであるから、其の施行の初めに當りては滑稽も演ぜらるべく、失態も少からざることであらうが多年の訓練によりて改善を期さなければならぬ。吾人は須らく氣長に其成長發達を待つべきである。



要するに、今回の陪審制度の制定は司法上の一大革新にして之に依りて從來の純官僚式裁判は一變して民衆を参加せしめ司法に民意を實現せしむるに在るを以て、司法官も陪審員たるべき一般人民も重大な責任を以て奮勵努力、其職責を全ふするの覺悟を要するものなり。

七〇

陪審法畢

大正十五年八月 十日初版印刷  
大正十五年八月拾五日初版發行

刑事訴訟法要綱與附

定價金四圓

編著者 法曹閣 梶 康 郎

發行者 東京市本郷區向ヶ岡彌生町三番地 矢 萩 寅 之 介

印刷者 東京市神田區錦町一丁目十二番地 中 村 倍 吉

印刷所 東京市神田區錦町一丁目十二番地 帝國講學會印刷所



東京市本郷區向ヶ岡彌生町三番地

發行所

電話小石川四六二二番  
振替東京一二三五三番

帝國講學會



546  
218



終